

労働者健康福祉機構中期計画（第3期）（案）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成26年〇月〇〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人労働者健康福祉機構中期計画を定める。

平成26年〇月〇〇日

独立行政法人労働者健康福祉機構
理事長 武谷 雄二

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）の業務と密接に関連する独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するとの観点から、組織・業務の在り方について検討する。

その際、成果の効果的・効率的な普及についても検討する。

II すべての業務に共通して取り組むべき事項

（1）業績評価の実施

外部有識者による業績評価委員会を年2回開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。

（2）事業実績の公表等

毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。

III 労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰の業務として取り組むべき事項

「すべての労働者が安心して働ける社会の実現」のため、①事業場における疾病予防を含めた労働者の健康確保への支援（産業保健・予防医療）、②疾病への適切な治療の提供（労災医療）、③円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援（職場復帰支援・両立支援）の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施する。

このため、以下の取組を行う。

1 労災疾病等に係る研究開発の推進等

(1) 労災疾病等に係る研究開発の推進

中期目標に示された3分野については、次のとおり取り組む。

① 労災疾病等の原因と診断・治療

被災労働者の早期の職場復帰を促進するため、労災疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。

② 労働者の健康支援

就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。

③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。

(2) 過労死等の予防法・指導法の調査研究の推進

過労死予防対策等の指導の実践により、指導事例等を集積し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター（仮称。以下同じ。）等を介し、事業場への普及啓発を行う。

また、予防法・指導法の開発については、45件行う。

(3) 研究体制の見直し

ア 研究部門の充実

総括研究ディレクターの補佐及び病院研究者への助言、指導等のサポートを行うため、専門分野のコーディネーターを確保する。

また、研究者が所属する労災病院に研究データの収集等を行う補助者を確保するなど、医師等研究者の負担軽減を図る。

イ 病職歴データベースの整備・活用等

病職歴データベースについては、労災疾病等医学研究で活用を進めるとともに、行政課題、政策医療への活用等の観点も踏まえ、健診を通じた未病者のデータ収集を行う等の改善策について検討する。

(4) 症例データ収集のための連携体制の構築

労災疾病等に係る研究開発の推進を図るため、労災病院のみならず国立病院や大学病院等の労災指定医療機関からも共同研究者等として研究への参画を勧奨することにより、幅広く症例データの収集ができる連携体制の構築を図る。

(5) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進

研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組む。

ア ホームページによる情報の発信

医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を20万件以上（※）得る。

【※：平成16年度から平成24年度までの実績（平均）217,670件】

イ 労災病院の医師等に対する教育研修

労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施す

る。

ウ 労災疾病等研究成果の学会発表

中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、労災疾病等研究・開発テーマに関し、1テーマ当たり国外7件以上（※1）、国内45件以上（※2）の学会発表を行う。

【※1：平成16年度から平成24年度までの1テーマ当たり実績（平均）1.4件×5年間】

【※2：平成16年度から平成24年度までの1テーマ当たり実績（平均）8.6件×5年間】

エ 研修会等の開催

労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。

オ 研究計画、研究成果評価の実施

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定）を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を開催し、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映させる。

2 勤労者医療の中核的役割の推進

（1）一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等

労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関して、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、早期の職場復帰、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。

ア 臨床評価指標の公表

外部委員等で構成される「医療の質の評価等に関する検討委員会」で策定した臨床評価指標を、ホームページ等において公表する。

イ モデル医療の実践

研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で普及を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。

ウ 社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。

エ 大規模労働災害等への対応

国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。

（2）行政機関等への貢献

ア 国が設置する委員会等への参画

勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。

イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。

ウ 医学的知見の提供

労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。

エ アスベスト関連疾患への対応

今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等

(1) 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進

治療と就労の両立支援のモデル事業を実施し、産業保健総合支援センター及び労災病院において、事業場及び労災指定医療機関等に普及するため、次のとおり取り組む。

ア 研修会等の開催

治療就労両立支援センター（仮称。以下同じ）における復職コーディネーターの養成及びスキルアップを図るため、研修等を実施する。

イ 支援事例の収集

治療就労両立支援センターにおいて、労災疾病等研究の成果や病職歴データベースを活用する等により、がんや脳卒中等の罹患者に対して、復職コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。

ウ 医療機関向けマニュアルの作成及び普及

支援事例の分析・評価を行って医療機関向けのマニュアルを作成し、労災指定医療機関等への普及を図る。

エ アンケートの実施

支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。

(2) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上（※1）確保する

とともに、高度・専門的な医療を提供することにより、患者満足度調査において、それぞれ85%以上(※2)の満足度を確保することとし、次のような取組を行う。

【※1：平成24年度実績 医療リハビリテーションセンター86.7% 総合せき損センター80.2%】

【※2：平成24年度実績 医療リハビリテーションセンター88.8% 総合せき損センター87.0%】

ア 医療リハビリテーションセンターの運営

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。

イ 総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報の発信に努める。

4 地域の中核的医療機関としての役割の推進

労災病院においては、次のような取組を行うことで地域の医療水準の向上に貢献する。

(1) 地域で目指すべき役割の明確化

所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、都道府県において策定することとなる地域医療構想の公表時期に併せてホームページ等において公表するとともに、最適な医療提供体制を確立する。

(2) 地域の医療機関等との連携強化

ア 地域の医療機関等との連携強化

第2期中期目標期間に引き続き、患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率60%以上、逆紹介率40%以上」を確保する。

地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率を維持し、要件を適合させていく。

また、救急搬送患者の受入れや地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る

イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、中期目標期間中、延べ12万4千人以上(※)に対し講習を実施する。

【※：平成21年度から平成24年度までの実績(平均) 23,994人×1.

03×5年間】

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万4千件以上（※）実施する。

【※：平成21年度から平成24年度までの実績（平均）33,063件×1.

05×5年間】

エ 連携医療機関に対するニーズ・満足度調査の実施

利用者である地域の医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、連携医療機関からの有用度を80%以上（※）得るとともに、地域支援業務の改善に反映させる。

【※：平成21年度から平成24年度までの実績（平均）78.8%】

(3) 医療情報のIT化の推進

労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、電子カルテシステム等の導入を進めることにより医療情報のIT化を推進する。

(4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供し、全病院平均で80%以上（※）の患者満足度を確保する。

また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。

【※：平成21年度から平成24年度までの実績（平均）実績81.6%】

(5) 治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中10,900件以上（※）確保する。

【※平成21年度から平成24年度までの実績（平均）2,068件×1.05×5年間】

(6) 燕労災病院（新潟県燕市）の再編

労災病院の再編・整理は地域医療の中での当該病院の役割、位置づけなども踏まえて、個別に慎重に検討すべきであるが、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編については、新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において検討が進められ、平成25年12月「県央基幹病院基本構想」が策定されたことを踏まえ、機構として適切な対応を行っていく。

なお、再編の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。

(7) 病院ごとの目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとにPD

CAサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。

5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健三事業（産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元的に実施する産業保健総合支援センターにおいては、事業の管理・事務の簡素化等の事業管理面の効率化を図るとともに、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組により三事業を有機的に連動させ、事業場における自主的産業保健活動への支援を効率的、効果的に実施する。

(1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施

ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実

産業医等の産業保健関係者への研修については、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果並びに治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療と就労の両立支援モデル事業の成果等に基づき、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等のテーマを積極的に取り上げることとし、研修のテーマや内容に関して専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。

また、地域窓口の機能を活かして地域の小規模事業場のニーズを把握するとともに、中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育・研修を行うこと等により、中期目標期間中に延べ36,700回以上（※）の専門的研修を実施する。

【※：年間目標値2,820回（産業保健スタッフ）＋4,512回（メンタルヘルス教育）＝7,332回×5年間】

イ 自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等の実施

産業保健総合支援センター及び地域窓口が連携して、事業場における自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等を中期目標期間中に延べ1,900回以上（※）実施する。

【※：年間目標値①事業主セミナー235回（47ヶ所×5回）＋②啓発セミナー47回（47ヶ所×1回）＋③交流会94回（47ヶ所×2回）＝376回×5年間】

(2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実

ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実

地域窓口の登録産業医、登録保健師、または地域窓口を經由した産業保健総合支援センターの産業保健相談員による小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）への訪問指導及びメンタルヘルス対策に関する訪問支

援を専門的に行う者による中小規模事業場に対するメンタルヘルス対策取組支援について、中期目標期間中、128,000件以上（※）実施することにより、地域の産業保健活動への支援を図る。

【※：年間目標値①訪問指導21,120件（352ヶ所×60回）+②個別訪問支援4,512件（47ヶ所×96回）=25,632件×5年間】

イ 産業保健総合支援センター及びその地域窓口における専門的相談の実施

（ア）事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談については、多様な分野の専門家を確保しつつ、相談対応に係る調整を迅速に行う仕組みを整備し、相談対応の効率化を図ることにより、中期目標期間中に235,000件以上（※）実施するとともに、産業保健関係者に対する専門的研修に有効に活用する。

【※：年間目標値47,000件（47ヶ所×1,000件）×5年間】

（イ）小規模事業場からの相談については、地域窓口において、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮して、中期目標期間中148,000件以上（※）実施する。

【※：年間目標値29,568件（352ヶ所×84件）×5年間】

（3）産業保健に関する情報の提供その他の支援

ア 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン又は動画等により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する復職両立支援モデル事業の成果等の情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を10,660,000件以上（※）得る。

【※：平成24年度実績1,776,771件×1.2×5年間】

イ 利用者の拡大、利便性の向上を図るため、産業保健総合支援センターの地域窓口で直接受けられる産業保健サービス、地域窓口を通じて受けられる産業保健総合支援センターが行う産業保健サービスの内容等について、産業保健関係者や事業主等に対し広報及び啓発等を行うとともに、労働者に対する情報提供についてもより積極的に取り組む。

（4）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

ア 研修、相談については、インターネット等多様な媒体も活用し、研修のテーマや内容に関しては専門家による評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。

イ 利用者に対して、上記（1）から（3）に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査（※）を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。

【※：産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口で実施する産業保健

サービスによる、産業保健関係者の能力向上（第1次効果）、事業場内の産業保健活動の活性化（第2次効果）、労働者の健康状況の改善（第3次効果）を調べ、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための、利用者（産業保健関係者）に対するアンケート方式の調査。】

6 優秀な人材の確保、育成

(1) 優秀な人材の確保等の充実・強化

質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図り、次の取組により、その資質の向上を図る。

ア 臨床研修医の確保

優秀な医師を安定的かつ継続的に確保するため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医の確保に努める。併せて、初期臨床研修終了者の中から優秀な者を後期研修医として病院に定着させるよう積極的な働きかけに努める。

イ 優秀な医師の育成等

勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療を實踐できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。

ウ 医師等の働きやすい環境の整備

医師等の人材確保、定着及びモチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。

エ 専門看護師・認定看護師等の育成

看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等の計画的な育成に努める。

オ 各職種の研修プログラムの検証

毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。

カ 労災病院間における医師の派遣

医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を推進し、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努める。

(2) 産業医等の育成支援体制の充実

事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センターにおいて、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支

援体制の充実を図る。

(3) 専門性を有する看護師の養成

地域の中核的医療機関として勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を育成する。

IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

1 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 迅速かつ適正な立替払の実施

未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、審査業務の標準化の徹底を図り、原則週1回払いを堅持し、不備事案を除き請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内を維持する。

【※：平成20年度から平成24年度までの実績（平均）21.8日】

(2) 立替払金の求償

立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。

(3) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。

2 納骨堂の運営業務

毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談の実施及び環境美化を行う。

また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。

【※：平成24年度実績91.4%】

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 機構の組織・運営体制の見直し

業務の効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

また、役員業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映し

た人事・給与制度の見直しを進める。

さらに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう組織体制の在り方について検討する。

2 一般管理費、事業費等の効率化

(1) 業務運営の効率化による経費節減

一般管理費（退職手当を除く。）については施設管理費等の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比して1.2%程度の額を節減する。また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターを除く。）については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比して、4%程度の額を節減する。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、適正な給与水準の在り方について今後も以下のような観点を踏まえ検証を行い、その検証結果や措置状況について公表する。

ア 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。

イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

(3) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。

ア 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施する。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

ウ 契約監視委員会等において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

3 保有資産の見直し

機構が保有する資産については、その必要性を検証し、不要資産については早急に処分する。

また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

中期目標中「第1 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。

1 経営改善に向けた取組等

平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、本部主導の下、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上並びに予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や、不足する医師の確保を進めた上で、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組む。

(1) 繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について各年度計画において具体的に定める。

(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、平成26事業年度分から個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。

(3) 他法人の事例を参考とした取組等

独立行政法人国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進め、同機構との人材交流などについても検討する。

また、同機構を始めとする他法人との連携をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図る。

(4) 本部事務所の移転

本部事務所については、移転を図り、経費の削減を行う。

2 債権の管理等

医業未収金、未払賃金の立替払及び労働安全衛生融資貸付債権について、回収計画を策定し、適切な回収を行う。

3 予算（人件費の見積もりを含む。）

別紙1のとおり

4 収支計画

別紙2のとおり

- 5 資金計画
別紙3のとおり

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額
3,077百万円（運営費交付金年間支出の12分の3を計上）
- 2 想定される理由
運営費交付金の受入の遅延による資金不足等

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「3 保有資産の見直し」に基づき、次のア及びイに掲げる保有資産を速やかに処分するため、売却業務を民間等に委託するなど具体的方策を講じ、中期目標期間の最終年度までに処分が完了するよう努める。

ア 病院

旧岩手労災病院職員宿舎、旧岩手労災病院付添者宿泊施設、千葉労災病院本体敷地の一部、九州労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎

イ 病院以外の施設

労災リハビリテーション宮城作業所、労災リハビリテーション長野作業所、労災リハビリテーション福岡作業所、水上荘

第6 剰余金の使途

本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 人事に関する計画
- (1) 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の適正化を図る。
- (2) 人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、更なる活性化に向け検討する。
- 2 施設・設備に関する計画
- (1) 労災病院に係る計画
中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙4のとおりとする。
- (2) 労災病院以外の施設に係る計画

労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。

ア 施設名

労働者健康福祉機構本部、釧路労災看護専門学校、大阪労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、吉備高原医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター

イ 予定額

総額 13,827百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）

ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 労災リハビリテーション作業所の完全廃止

在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（※）の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止すること。

※ 平成25年度末までに2施設を廃止し、1施設となる予定。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として厚生労働省独立行政法人評価委員会等に通知された事項を踏まえ、業務の有効性及び効率化、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の4つの目的に資するための充実・強化を図る。

3 決算検査報告指摘事項への対応

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

4 適切な情報セキュリティ対策の推進

政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

5 既往の閣議決定等の着実な実施

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。

（別紙1～4）（略）